

# 金沢市公民館館長親睦会会則

第1条 この会は、金沢市地区公民館長（以下「会員」という。）をもって組織し、金沢市公民館連合会（以下「市公連」という。）の館長間相互の親睦を図ることを目的とする。

第2条 この会は、市公連慶弔内規によるもののほか、会の目的を達成するため次の事項を行う。

- (1) 親睦に関すること
- (2) 共済に関すること（共済規定は、別表による。）
- (3) その他この会の目的達成に必要な事項

第3条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長
- (2) 副会長
- (3) 理 事
- (4) 監 事

2 前項の役員には、それぞれ市公連役員をもって充てる。

第4条 役員任期は、市公連役員任期に準ずる。

第5条 役員会は、市公連理事会をもって替えることとする。

第6条 この会の経費は、会員からの会費およびその他収入をもって充てる。

2 会費は、年額5,000円とする。ただし、必要に応じ臨時会費を徴収することができる。

第7条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 収支決算について役員会ならびに市公連総会で報告するものとする。

第8条 この会則に定めるもののほか市公連会則を準用するものとし、その他必要な事項は役員会において決定する。

## 附 則

1 この会則は、平成8年9月1日から実施する。

2 この会則は、令和2年6月12日から実施する。

区 分	内 容
会員退会	記念品の贈呈
葬 祭	香典10,000円と会長名の弔電 (会員、配偶者、1親等の同居親族)
病気見舞	見舞金10,000円または相当額の見舞品とする。 (会員の2週間以上の入院またはこれに準ずる自宅加療)
その他	①褒賞、叙勲、その他特別慶事 ②災害見舞等 については、役員会に諮り決定する。ただし、早急に役員会を招集することができないときは、会長が決定し、役員会に報告する。